

平成30年5月10日

小野社会保険労務士事務所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくること
によって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行
動計画を策定する。

1、計画期間

平成30年6月1日から平成32年5月31日

2、内容

目標1 育児休業をしている社員の職業能力向上を情報提供等により図る。

平成30年6月～ 職業能力向上の為の体制について検討開始。

平成30年10月～ 能力向上の為の情報誌を作成する。

目標2 多様な働き方の選択を拡大するために短時間勤務や隔日勤務の導入

平成31年8月～ 制度の内容について検討開始。

平成31年10月～ 全体会議にて周知する。